

(例2 (推進工法・シールド工法))

施 工 説 明 書

工事件名

0414-6123

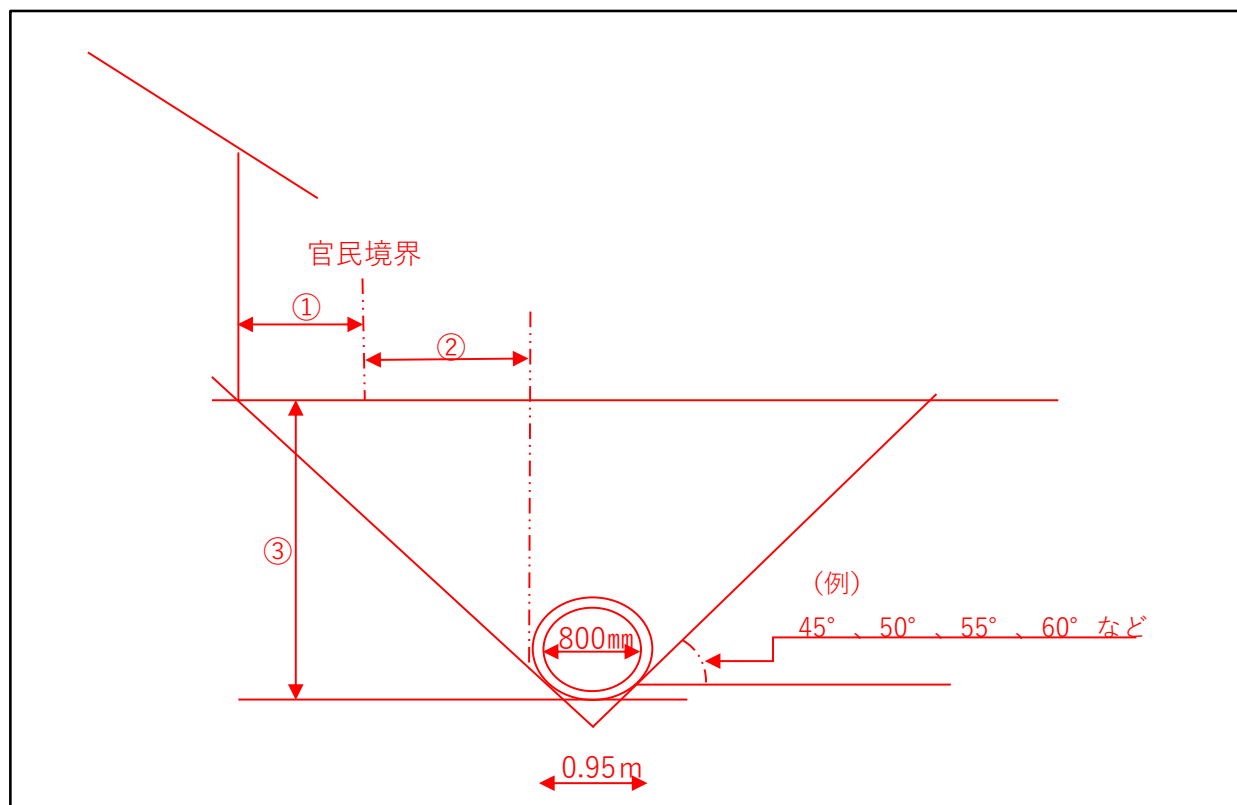
新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事

(分割協議回数 第一回)

路線・人孔名 (B路線)

管渠（内径 800mm）埋設の工法は、下図に示すとおり推進工法（シールド工法）によるものである。

< 掘削断面概略図 >



(A4 タテ)

- (注) 1 工事後の家屋調査を実施した家屋等が影響範囲に存在する施工した全路線、人孔等に対して施工説明書を作成すること。
- 2 掘削断面概略図は、掘削深さができる限り深い、代表的な調査物件との位置を図示すること。また、①官民境界までの距離、②側線からの距離、③掘削深の位置を図内に表示させること。なお、②は掘進機外径が対象物件に最も近い位置から官民境界までの距離とする。
- 3 断面概略図に表示する建物は、下水道管の下流に向かって表示する。(右、左)
- 4 掘削断面概略図には、掘進機位置から影響線を表示し、その影響角度を記入する。
(例：45°、50°、55°、60° など)